

防災と災害時緊急対策調査研究班

——調査報告——

平成8年3月

国立大学図書館協議会
防災と災害時緊急対策調査研究班



惨事を繰り返さないために

地震の被害（神戸大学附属図書館）



落下した木製雑誌架
木製雑誌架の上部が落下・転倒し、
閲覧席を直撃した。



物品が散乱した事務室
整理用書架や什器が転倒し、書類や
事務用品が散乱した。



転倒したスチール書架
上部連結をしていたものの、スチール書架のほとんどが転倒した。

〈写真提供 神戸大学附属図書館〉

目次

はじめに

I. 調査研究の目指すところ	1
1. 災害、防災とは何か	1
2. 大学図書館の防災体制の位置づけ	1
3. 調査研究の目的	1
II. 大学図書館の防災及び緊急時対策の調査	2
1. 調査の項目と方法	2
2. 大学図書館の被災状況調査	3
1) 過去の災害と大学図書館	3
2) 被災事例の調査	3
(1) 被災の傾向	4
(2) 復旧の傾向	5
3. 阪神・淡路大震災における国立大学図書館の協力活動の調査	7
4. 大学図書館の防災に関する最新の議論の調査	8
5. 他施設の防災及び緊急時対策の現状調査	9
1) デパートの防災対策	9
2) 集客施設の防災の特徴	10
3) 大学図書館の防災との異質性	11
6. 防災と災害時緊急対策に関するアンケート調査	11
1) 調査の概要	11
2) 結果のまとめ	11
(1) 日常的な防災・安全管理体制について	11
(2) 緊急時の体制について	12
(3) 建物・防災設備・書架等の安全対策について	13
(4) 災害復旧の協力について	14
(5) その他、大学図書館の防災・安全管理について	14

Ⅲ. 大学図書館の防災・安全管理と緊急時対策への提言	16
1. 防災・安全管理の基本となる視点	16
2. 個々の大学図書館の防災・安全管理	17
1) 平常時の防災・安全管理体制	17
2) 緊急時の対応	20
(1) 発生時の対応	20
(2) 復旧時の対応	21
3) 図書館資料の保全	21
4) 大学図書館の防災・安全点検項目表	22
3. 災害発生後の図書館間協力体制	29
主要参照文献	30
付録	31
1. デパートの防災計画事項	31
2. アンケート調査関係資料	34
1) 調査票	34
2) 集計結果	39
3. 防災関係の主な法令等	44
4. 調査研究班関係資料	45
1) 設置要項	45
2) 調査研究経過	46
3) 委員等名簿	47

1. 調査研究の目指すところ

1. 災害、防災とは何か

災害ということばは、さまざまな局面で多様に使用されている。災害関係法令を包括する災害対策基本法（昭和36年）によれば、災害を「暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象または大規模な火事もしくは爆発、その他」と例示している。すなわち、原因が自然的あるいは人為的であるかの別を問わず、人間にとって被害となる現象を災害とするものである。

防災ということばもまた、「防災情報総覧」によれば、災害の予防、応急及び復旧の対策を含むものとして、幅広く理解するとしている。その意味で、防災には平生の安全管理が前提になっていると考えられ、したがって、これは何か特別の付加的な業務ではなく、通常業務の一つとして日常的に実施されるものということになる。

2. 大学図書館の防災体制の位置づけ

災害対策基本法では、国、都道府県、市町村、指定公共機関、住民のそれぞれが、固有の責任を果たすことによって、等しく防災に寄与するよう規定している。この趣旨から、各職域においても、その実情に即した防災対策をとることが求められ、大学もその基本単位として位置づけられるものとなる。

大学図書館も大学全体の防災体制のなかで部分として機能することになるが、実験施設や病院など、大学の構成要素である各部局には、それぞれに固有の環境や条件がある。大学図書館においても、大学全体の防災計画と連携しながら、たとえば、大量の書架と資料が所在するという一事からも、独自の防災対策が求められている。

3. 調査研究の目的

本調査研究の直接的な動機は、阪神・淡路大震災における未曾有の災禍にある。その目的は、大規模地震への対応だけにとどまらず、大学図書館の防災全般にわたる現状をさまざまな角度から点検することにより、個々の大学図書館が防災体制を早急に確立するための基本的事項を明らかにすることである。

大学図書館の現状の枠組みのなかで、実務的立場に拠る調査研究であるから、もとより完璧なものは目指し得ないが、意図するところは、少しでも役立ち得る知見を早期に形あるものとして報告することにある。したがって、大学図書館が共通にとるべき基本的な対策を提示し、それ以外の事項については、それぞれの大学図書館での実状に即した検討に委ねることとした。

II. 大学図書館の防災及び緊急時対策の調査

1. 調査の項目と方法

本調査研究の課題は、災害時の利用者及び職員の安全、資料の保護、図書館機能の維持、迅速な復旧、の4点である。これらについて、災害発生前の防災体制、災害発生時の即応体制、災害発生後の復旧体制、の3つの時間的局面から調査研究を行った。その具体的な方法は次のとおりである。

① 大学図書館の被災状況調査

わが国の大学図書館の被災状況について整理した。一つは戦後の被災事例の文献調査であり、二つは阪神・淡路大震災を中心とする被災館への実地調査及び事例聴取である。これによって、他の大学図書館にも共有されてよい知見が拾い上げられるであろう。

② 阪神・淡路大震災における国立大学図書館の協力活動の調査

阪神・淡路大震災の被災館、特に神戸大学及び神戸商船大学に対する国立大学図書館の復旧支援の協力活動をまとめた。これによって、大規模災害における図書館協力の実態が総括されるであろう。

③ 大学図書館の防災に関する最新の議論の調査

平成7年度の国立大学図書館協議会シンポジウム「大学図書館における防災・安全管理と緊急事態への対応について」と、大学図書館研究集会の特別分科会「大学図書館の災害対策を考える」において、現場の図書館職員の最新の議論を聴取した。これによって、大学図書館の防災についての新しい課題が捉えられるであろう。

④ 他施設の防災と緊急時対策の現状調査

消防署において消防計画の指導内容を聴取し、一般の集客施設のなかでもデパートの消防計画から、防災対策の基本的な考え方を確認した。これによって、大学図書館と他の集客施設との防災における共通性と異質性が区分されるであろう。

⑤ 防災と災害時緊急対策に関するアンケート調査

大学図書館の防災について、国立大学図書館協議会加盟99館に質問票を送付し、その現状に対する回答を求めた。これによって、大学図書館における防災の現状とその課題が明らかにされるであろう。

地震の被害（神戸商船大学附属図書館）



倒壊したスチール書架
上部連結のみのスチール書架が倒壊し、図書がことごとく散乱した。



損壊したスチール書架
上部連結と床固定をしていたスチール書架が、ねじれるように損壊した。



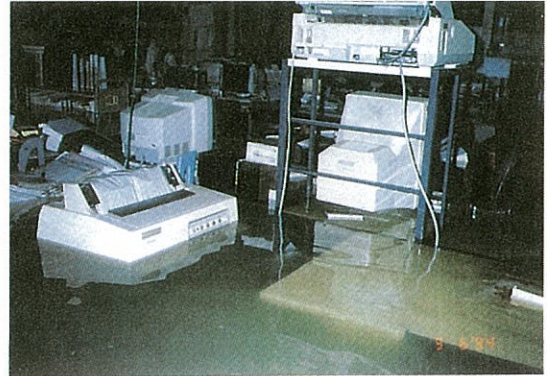
傾斜した集密書架
手動式集密書架がレールと直角方向に傾斜し、作動不能となった。

洪水の被害（大阪大学附属図書館）



浸水した書架

電動集密書架は下3段まで水没し、
図書の一部が水面を浮遊した。



浸水した事務室

事務机が水没し、整理中図書やOA機器
のほとんども水浸しとなった。



水損した図書

冠水して間もなくカビが発生し、表紙
の反りやページの接着が生じた。

〈写真提供 大阪大学附属図書館〉

はじめに

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災（兵庫県南部地震）で、阪神地区の大学図書館は大きな被害を受け、その復旧に膨大なエネルギーを費やすこととなった。震災後の大学図書館の立ち直りは、周囲が考えていたよりもはるかに早く、現在その機能をほぼ取り戻すに至っている。

毎日多くの利用者が来館する大学図書館は、利用者の必要とする学術資料の提供と、それを利用する場の提供とを基本的な使命としているが、さらに、日常起こりうる小さな事故から大災害に至るまで、利用者と職員の安全を確保し、図書館資料を保全することも重要な責務である。そのための防災・安全管理活動は平常時から策定・実行されてこそ緊急時に機能するものであり、日頃の活動が重要となる。

平成7年6月に東京工業大学を当番館として開催された第42回国立大学図書館協議会総会の分科会では、阪神・淡路大震災を機として、大学図書館の防災・安全管理について、多くの議論が交わされた。そこで提起された課題を国立大学図書館協議会として検討するため、全体会議での付託を受け、理事会において大学図書館の防災と緊急時の対策に関する調査研究班の設置が決定された。

当調査研究班は、筑波大学附属図書館を主査館に、関東・東京地区の4大学を委員館として構成され、また、その下におかれたワーキンググループは、調査研究班を構成する5大学の実務担当者で編成した。さらに、協力館として、常務理事館、地区連絡館及び神戸大学附属図書館並びに神戸商船大学附属図書館の参加を得た。

本調査研究は、阪神・淡路大震災のような大規模災害への対応だけでなく、防災・安全管理の全般にわたって、各大学図書館に共通する基本的な対策を提示したものである。この報告にある事項を基本として、各大学の実状を加味した防災・安全管理対策を早急に検討されることを期待するものである。

最後に、短期間に精力的な調査研究を行い、本報告書を取りまとめられた委員及びワーキンググループ各位に深く謝意を表するとともに、諸事多忙中のところ、多大のご協力をいただいた各協力館に厚く御礼申し上げる次第である。

平成8年3月

国立大学図書館協議会 防災と災害時緊急対策調査研究班

主査 筑波大学附属図書館長 北原保雄



2. 大学図書館の被災状況調査

1) 過去の災害と大学図書館

わが国は災害に見舞われることの多い国である。明治以降においても、多くの災害に遭遇してきたが、大学図書館としては、大正12年(1923)の関東大震災が最初の大規模な被災であり、首都圏の大学図書館に多大な被害をもたらした。その後、先の大戦において、各地で甚大な戦禍を経験し、多くの大学図書館が資料とともに焼失した。戦後においても、地震、台風、大火と数多くの災害に襲われたが、大学図書館に関しては、世間の注目を集めるような大きな被害は、幸いにして免れてきたようである。

ところが、昭和53年(1978)の宮城県沖地震以後、57年(1982)の浦河沖地震、58年(1983)の日本海中部地震、62年(1987)の千葉県東方沖地震、平成5年(1993)の釧路沖地震、北海道南西沖地震、6年(1994)の北海道東方沖地震、三陸はるか沖地震などが時をおかずに発生した。また、平成5年の鹿児島市、6年の大阪府豊中市など、局地的な集中豪雨も相次ぎ、各地の大学図書館に少なからぬ被害を与える事態が続出した。そして、今般の阪神・淡路大震災では、これまでの被災例をはるかに上回る災禍となったのである。

2) 被災事例の調査

戦前はともかく、戦後における大学図書館の被災例が広く知られるようになるのは、文献のうえでは宮城県沖地震以後のことである。本調査研究で知りえた図書館被災に関する邦語文献は、総数で100件を優に超え、特に阪神・淡路大震災関連は、その半数以上を占めていた。本調査研究では、それぞれの文献を参照しながら、主として大学図書館に関する公的な報告書とそれに準ずるものから、その一般的な被災と復旧の傾向を概観するとともに、阪神・淡路大震災の被災館について、実地の面接調査と事例の聴取を行った。

災害の種類は多いが、図書館の被災例では地震によるものが大半であり、これ以外では洪水や火事によるものが散見される程度である。国立大学図書館の被災例としては、宮城県沖地震の東北大学、日本海中部地震の秋田大学、釧路沖地震の帯広畜産大学、北摂地区集中豪雨の大阪大学、そして、阪神・淡路大震災の神戸大学、神戸商船大学が主だったところである。もとより、大学の設置母体や災害の種類を限定して、大学図書館の被災と復旧の傾向を総括することはできないが、その一般的な状況は、これらの事例からおおよそ窺い知れると判断した。

(1) 被災の傾向

過去の被災例を通覧すると、被害の規模に大小はあるとしても、その具体的な内容には、どの事例にも繰り返し出現するものが見られる。また、被害の範囲と程度は、予見できない自然的な側面に大きく左右されるが、防災対策などの人為的な側面によるところも少なくない。

① 書架からの資料の落下は免れないこと

地震においては、多くの図書館で大量の資料が書架から落下し、足の踏み場もないほど床に散乱した。一時的であるにしても、再配架には多くの人手を要したほか、資料の損傷も比較的軽微であったとはいえ、なかには修復不能となったものもなかった。書架からの落下の程度は、資料の物理的な条件（大きさ、重量、表紙の素材）や、配架上の条件（棚の位置、詰まり具合）によって異なるが、落下そのものを免れた例はきわめて少なかった。

② 資料は水に弱いこと

資料に大きな打撃を与えるものは水である。洪水はもとより、火災時の消火放水、地震時のスプリンクラーの誤作動や給排水管からの漏水など、二次災害によっても引き起こされる資料の水損は、短時間に大量のカビを発生させるとともに、用紙の変形や接着などを生じさせた。早期に専門的な処置を施せなかったために、大量の資料が修復不能となってしまい、廃棄せざるをえなくなった事例もあった。

③ 設備の被害の大部分は書架の損傷であること

地震被害では、転倒防止をしていない固定書架は、おおむね転倒したが、その多くは雑誌架や収容スペースの狭隘に伴って増設された書架である。その一方で、転倒防止を施していても、止め金が引きちぎられるなどして転倒・傾斜した書架も少なくなかった。積層式書架の被害はほとんどなく、大半の木製低書架も横ずれだけで済んだが、集密書架では転倒や傾斜、作動不能などの大きな被害が見られた。

④ 施設の損傷は少ないこと

独立の建造物で、外観上の損傷が事前からなかった図書館では、壁の剝落や亀裂等の軽微な損傷にとどまり、構造上の大きな損壊は少なかった。しかしながら、施設付帯の設備のなかには、吊り下げサインの落下、転倒書架による照明器具の破壊、転倒ないし移動した什器等による窓ガラスの破損など、危険な状況のものもあった。

⑤ コンピュータ資源は水に弱いこと

地震においては、オフィスコンピュータなどに被害が散見されたが、パーソナルコンピュータやワークステーションについては、落下や転倒による機器本体の物理的な損傷は稀であった。通信系統はほとんど無傷であり、データもおおむね無事であった。しかしながら、水に対してはハード、ソフトともに弱く、一見して無事のようにであっても、機器では動作の不良、データでは部分的な消失が見られた。

⑥ 事務スペースの被害も大きいこと

どの災害においても、事務スペース、特に事務室内の被害が大きかった。地震の場合、整理用書架はことごとく転倒し、書類庫の上に積み重ねていた物品類も大部分が落下した。ブックトラックや椅子は壁や机に衝突し、ロッカーや食器棚もほとんどが転倒した。一方、水害の場合、整理中図書や事務書類のほとんどが水損となり、フロッピーディスクへの冠水も、図書館業務に重大な支障をもたらした。

⑦ 人身に関する被害の可能性は高いこと

これまでのところ、図書館職員と利用者の双方において、図書館内での重大な人身事故は幸いにも報告されていない。これは何か特別な対策の成果によるものではなく、被災時間が早朝や深夜の閉館時間中であったとか、物品の転倒や転落の現場に人が居合わせていなかったとか、およそ偶然的な状況によるものである。しかしながら、阪神・淡路大震災の被害状況から見ても、大規模地震が開館中に襲ってきたとすれば、人命にかかわる事態が生じた可能性はきわめて高い。

(2) 復旧の傾向

過去の復旧例からすると、被災館の立地条件、施設・設備の整備状況、防災対策の講じ方に応じて、被災後の復旧は各館でかなり異なったものとなっている。さらに、職員の被災及び出勤の状況、施設・設備の損害の程度、ライフラインの回復状態、被災者への対応などによって、その復旧の仕方に大きな相違が見られた。

① 地震の被害よりも遅れた水害の復旧

地震においては、被災からおおむね半月以内には、図書館の再開が部分的には可能となっている。集密書架の倒壊など、専門業者の手を経るものは復旧が遅くなるが、倒れた書架を起こし、散乱した資料を書架に戻す作業だけなら、大量のマンパワーを一時的に投入することにより、早い復旧が可能であった。しかしながら、水害においては、その後の消毒や機器の動作確認に加え、何よりも資料そのものの修復に多くの人手と時間を要した。

② 被災直後の職員の行動

恐怖や不安に直面するなかで、職員の被災直後の行動には共通するものが確認された。第1は利用者の避難誘導と職員も含めた安否の確認、第2は被害拡大の防止と危険の回避、第3は被害状況の把握と現場記録の採取、の三つである。しかしながら、実際の行動を見ると、たとえば、避難誘導においても、利用者の個々の判断に委ねるところが多く、具体的な対応に行き届かない面もあった。

③ 図書館の復旧手順

被災後の復旧手順は、おおむね事務室、閲覧室、書庫の順に進められている。復旧の第一を利用者への場の提供におき、早期開館に全力を傾注している。ほとんどが自助努力で対応しているが、施設の安全確認には大学の施設担当部局の点検が、電動式集密書架やコンピュータの動作確認には専門業者の点検が、それぞれ図書館再開にあたっての必須の事前作業となっている。大規模災害になればなるほど、そうした図書館外の専門家との連絡が困難となり、特に小規模図書館では深刻な事態も見られた。

④ 図書館の復旧開始時期

地震や火災による建物の損壊が大きいと、復旧作業の開始は大幅に遅れるか、あるいは作業そのものが断念されることになる。そうでなければ、翌日には作業に着手され、数日後には開館となるのが一般的である。ただし、職員自身が被災者となり、交通機関やライフラインの途絶が長引き、さらに被災者への援助業務が付加された阪神・淡路大震災では、作業の開始はおおむね1週間後となった。

⑤ 協力支援の受入れ

これまでの被災例では、損害の多少にかかわらず、自力で復旧している場合がほとんどである。図書館の外部に援助を求めても、学内の他部局職員、教官と学生の有志に依頼するにとどまっているが、阪神・淡路大震災では、被害があまりにも大きかったため、他大学の図書館、団体・個人のボランティアから復旧支援の申し出が相次いだ。

しかしながら、被災後の数日間は、どの被災館でも外部に支援を要請しなかった。出勤不能や被災者への対応などによって指示する職員が不在となり、二次災害の危険も高かったからである。被災館が適切な受入体制をとるためには、ある程度の時間の経過が必要であり、そうでない場合には、学外者の協力支援の受入れによって、物心両面の負荷を被災館に強いた側面もないではなかった。

⑥ 図書館の再開時期

被災後は直ちに臨時休館の措置がとられているが、これは閲覧スペースの復旧整理と利用者の安全確保のためである。もっとも、阪神・淡路大震災の場合、被災直後から開館を要望する在学生の声もなかったわけではない。早期再開を急いだ結果、サービスの提供で人手と場所が利用者に割かれたため、他の復旧作業の進行に影響を与えた面もあった。

3. 阪神・淡路大震災における国立大学図書館の協力活動の調査

阪神・淡路大震災の翌日の1月18日に、長崎で開催された国立大学図書館事務部長会議は、さっそく救援について協議し、共同行動をとることを確認した。これを受けて、国立大学図書館協議会では、被災状況の調査を行い、1月24日には、各国立大学図書館へ被害状況の報告と支援協力の要請を行った。救援の連絡調整は、近畿地区連絡館である京都大学が担当した。

相互貸借業務については、1月24日から、学術情報センターのILLシステム上で、神戸大学及び神戸商船大学の受付機能を停止した。

大阪大学は自力で復旧を行ったが、被害の大きかった神戸大学及び神戸商船大学へは、近畿地区の国立大学等が復旧支援に協力した。神戸大学では延べ5日間に11大学から45人、神戸商船大学では延べ20日間に17大学から143人の図書館職員が作業にあたった。いずれの図書館においても、学生等のボランティアの協力もあり、書架の復旧と落下資料の再配架を中心とした作業を精力的に行った。

交通機関やライフラインの回復に時間がかかり、また、被災館では対応できる職員の多くが自らも被災者となったため、迅速的確な受入体制をとることが困難な状況にあり、支援協力は必ずしも円滑に運ばない面も見られた。

国公立大学図書館協力委員会は、「阪神大震災による被災のお見舞いと再興のためのご協力をお願い」を1月27日頒布の「大学図書館協力ニュース」に折り込み、全国の国公立大学図書館に協力を要請した。

また、1月24日に神戸大学理学部長から、1月30日に同じく学生部長から、帰省もしくは自宅待機を余儀なくされている学生の図書館利用に関し、便宜供与の要請があった。これを契機として、各国立大学図書館は、国公立の別なく、被災大学の学生等の図書館利用について特段の便宜供与を行い、おおむね4月頃まで継続した。とりわけ図書の貸出については、自大学の学生と同様に取扱ったところも数多くあった。

4. 大学図書館の防災に関する最新の議論の調査

今般の阪神・淡路大震災を契機として、大学図書館界でも防災への関心が高まり、平成7年度の国立大学図書館協議会シンポジウムや大学図書館研究集会では、地震や洪水への対応を想定した討議が行われた。

しかしながら、被災から1年を経過して、阪神地区の大学図書館も、ようやく自らの被災経験を整理できるようになり始めたというのが実情ではなかろうか。一方、災害を経験していない大多数の大学図書館にとっては、震災の事実を自らの問題として捉えようにも、やや切実感に乏しく、防災の必要性は理解できても、なかなか実践に移すまでには至っていないというのが現状のようである。

そうしたなか、阪神・淡路大震災が投げかけた課題の大きさを受けとめ、大学図書館がこれまで災害に対し、意識のうえでも実際においても無防備であった反省に基づき、その防災について、より掘り下げられた議論も行われつつある。本調査研究では、上述の防災関連図書館集会の討議のなかから、文献などには現れなかった新たな課題について、主だったものを整理することとする。

① 公共建築物としての大学図書館

大学図書館は大学コミュニティのなかで機能し、また、その前提のなかで防災対策も講じられてきた。しかしながら、激甚災害の場合、大学図書館の本来的機能の復旧だけをもって、その社会的使命を果たしたことにほならないとする意見がある。阪神・淡路大震災では、受験生に閲覧スペースが開放されたが、厳しい建築要件を満たした大学図書館においては、非常時における避難所として、生活機能も要請されるというものである。

② 休日開館等に即応できる防災対策

大学図書館においては、職員が不在となる休日開館、24時間開館の実施が増加しつつある。消防法の定めるところにより、大学図書館でも自衛消防隊の維持、防火設備の整備、防火訓練の実施などを図っているが、これをさらに大学図書館の新しい環境に即したものとする必要はある。そのためには、既存の人員、施設・設備、予算の枠のなかであっても、大学全体との調整を図りながら、大学図書館独自の防災対策を講じることが望まれる。

③ 防災面と利用面の調和

大学図書館の防災対策には、安全の確保と利用の利便という相反する二つの側面の調和が必要となる。たとえば、地震対策として、資料の落下防止ストッパーを書架に装着すれば、落下は大幅に軽減できても、日常の資料の利用は非常に不都合となる。安全と利用の調和をどう図るかは、技術的な動向とも絡んでくるが、防災対策を進めようとするれば、何らかの利用上の便益が減殺されることは避けられない。

④ 収容スペースの狭隘化と防災対策

どの大学図書館でも、収容スペースの狭隘化が急速に進行している。大学図書館の新築あるいは増築の事例も増加しているが、それでも多くの大学図書館にとっては、大量に増加する資料の収容に頭を悩ませているのが現状である。このため、書架と書架の間隔を詰めたり、書架の連数を多くとったり、収容スペース外に書架を増設したりする例が多くなっている。こうした書架の設置は、災害時に被害を拡大させる原因の一つとなるものである。

5. 他施設の防災及び緊急時対策の現状調査

1) デパートの防災対策

集客施設のなかでも、デパートは大学図書館と類似するところが少なくない。その主たる類似点は次のとおりである。

- ① 多量の可燃性物品を展示・陳列していること。
- ② 不特定多数の顧客を収容し、その大部分は内部事情に不案内なこと。
- ③ 職員の半数以上が女性であること。

デパートをはじめ、集客施設ではそれぞれの特性に応じた防災対策を講じている。その規範となるものが消防法（昭和23年）で、火災のみならず、地震その他の災害から被害を防止することを目的としている。これに基づき、各施設は消防署の指導を得ながら、固有の消防計画を策定することが求められている。その要点は次のとおりである。

- ① 建物あるいは職場ごとに消防計画を策定すること。
- ② 各種災害に対する予防管理体制を確立すること。
- ③ 被害を防止する活動体制の確立と組織的自主的な防火管理を行うこと。

本調査研究では、デパートのプロトタイプの消防計画から、大学図書館が防災対策を講ずる場合の一般的な指針を確認することとした。消防計画に必要な観点と主要な事項は、次のとおりである。

(1) 防災計画の観点

- ① 収容人員の管理と避難誘導體制の確立
- ② 避難口と避難階段に直通する通路の有効幅員の確保
- ③ 災害発生時のパニックを防止する非常放送技術の確立
- ④ 係員に対する任務内容の明確化
- ⑤ 各種教育訓練の実施

(2) 防災計画の主要事項

- ① 総則（目的、防火管理者の権限と計画の適用範囲、防火管理委員会、防火管理者への連絡事項）
- ② 予防管理対策（予防管理組織、火災予防措置、建物等の自主検査、消防用設備等の点検）
- ③ 自衛消防活動対策（自衛消防組織、自衛消防活動）
- ④ 震災対策（震災予防措置、震災時の活動）
- ⑤ 防災教育及び訓練

なお、上記の事項のうち、デパートに固有のものを除いた詳細については、本調査報告書の付録に記載した。

2) 集客施設の防災の特徴

デパートのみならず、ホテル、銀行といった規模の大きな集客施設一般の防災対策で注目される点は、次のとおりである。

- ① 防災計画が周到に策定され、環境の変化に応じて常に改定されていること。
- ② 防災訓練が計画的定期的の高いレベルで実施されていること。
- ③ 日常業務のなかに防災対策が組み込まれていること。
- ④ マニュアル、チェックリストが整備され、常に職員の点検がなされていること。

したがって、これらの集客施設においては、管理者はもとより、職員一人一人の防災意識がきわめて高く、さらに、頻繁な訓練によって、災害時の身体行動が自然にとれるということが特徴である。人命の尊重があらゆる場面で徹底されており、特に顧客の避難誘導には万全の対策が講じられている。先の阪神・淡路大震災でも、月2回の防災訓練を実施していたホテルでは、客室に閉じ込められていた者の救出も含め、1時間ほどで240人の宿泊客の避難誘導を完了したという事例も報告されている。

3) 大学図書館の防災との異質性

デパートも大学図書館も、その基本となる防災対策はほとんど共通している。しかしながら、大学図書館にはいくつかの異なる条件がある。

- ① 施設面積に比して職員が少ないこと。
- ② 各階要所に職員を常時配置できないこと。
- ③ 職員が不在（夜間・休日開館時）となる場合があること。
- ④ 館内に書架や機器などによる死角が多いこと。
- ⑤ 利用者用出入口が1箇所である場合が多いこと。
- ⑥ 物品（書架、資料）の配置密度が高いこと。
- ⑦ 利用者の来館は単独である場合が多いこと。
- ⑧ 利用者の行動が複雑なこと。
- ⑨ 日本語に不得手な外国人教官、留学生がいること。

大学図書館が防災を考える場合、以上の条件も勘案しながら、防災対策を策定しなければならないであろう。

6. 防災と災害時緊急対策に関するアンケート調査

1) 調査の概要

大学図書館における防災と災害時緊急対策の現状を把握するために、本調査研究班は、国立大学図書館協議会加盟99大学の中央館に対し、平成7年10月26日付けでアンケート調査を実施した。煩雑な調査内容にもかかわらず、すべての大学から回答を得ることができた。ただし、図書館が建築中の2大学については、検討段階のものとなっている。調査票の様式と詳細な集計結果については、本調査報告書の付録に収載した。

2) 結果のまとめ

(1) 日常的な防災・安全管理体制について

① 防災組織と防災訓練・防災教育

大学の防災規定・組織に基づく図書館としての防災規定・組織は、約半数の大学で整備されているにとどまり、防災・安全管理に関する図書館独自の委員会が設置されている大学は2割にも満たない。これらの委員会では、防災計画・訓練、関係規程、設備改善・強化、防災教育など総合的な観点から検討を行っている。

日常的な防災・安全管理を進めるうえで、大学全体の防災訓練に実際に参加している大学は7割近くとなっているが、図書館独自で訓練を行った大学は2割にすぎない。これに利用者の参加を求め、積極的な訓練を行った大学は1割にも達していない。一方、職員への防災意識の喚起については、ほとんどの大学がさまざまな機会を捉えて行っている。

② 時間外開館中の緊急時の即応体制

職員不在の時間外開館中の緊急時に、即応できると考えている大学は3割ほどで、残り7割の大学では、時間外開館要員については訓練を実施していない、具体的かつ明確なマニュアルがない、職員すべてが在宅とは限らない、現在の規定・組織は火災や防犯だけにしか対応できない、といった理由から、緊急時の即応体制に不安を抱いている。

③ 防災体制の見直し

このたびの阪神・淡路大地震を機として、図書館の防災体制の見直しや具体的な対策を実施した大学は3割であり、検討予定を含めると、9割近い大学が何らかの対応を考慮している。すでに所要の対策を実施したところでは、館内設備の再点検、書架の転倒防止金具の取り付け、非常口・自動ドア・防火シャッターの点検と修繕、防災組織の再編と行動様式の再整理、用具や機材の点検・調達、緊急対策マニュアルの作成などを行っている。

(2) 緊急時の体制について

① 学内外との緊急連絡体制等

緊急時の連絡先及び連絡事項については、7割以上の大学で職員は認識しているとしている。認識していない大学では、会議で検討したことがない、緊急連絡先・連絡事項の一覧表が整備されていない、連絡網はあるものの全員に周知徹底されていない、直接の担当者のみが認識している、といった事情をあげている。

また、緊急時の連絡手段として、一般電話以外に利用できる手段には、自転車、オートバイ、徒歩、ファックス、掲示板などがあつた。

② 緊急時の責任（分担）体制

緊急時の職員の責任（分担）体制について、明確となっている大学は6割程度である。明確となっていない理由としては、連絡体制しか整備されていない、防災規程・組織の未整備、計画はできているが役割分担までは決定していない、職員に徹底していない、緊急時に対する日頃の意識の欠如、といったものがある。

③ 身体障害者への対応

身体障害者への緊急時の対応は、8割以上もの大学が不十分であるとしている。その理由としては、専用スロープや担架などの未整備、緊急時にエレベータが停止した場合の対策が十分に検討されていない、身体障害者を念頭においた訓練をしていない、といったものである。

④ 避難誘導體制及び初動体制

緊急時の利用者及び職員の安全は、7割近くの大学で確保が可能であるとしている。確保されていない大学においては、避難誘導灯の改善、放送設備の整備、避難口の管理、避難ルートの掲示など、早急な対応が必要とされている。

緊急時の初動体制としては、4割程度の大学が十分としているが、残り6割の大学は、訓練不足、人手不足、マニュアルの未整備、さらに勤務時間外や休日については、交通・連絡手段の確保が困難なため、十分な初動体制がとれないとしている。

(3) 建物・防災設備・書架等の安全対策について

① 設備・備品の安全点検

建物の危険箇所、防災（消防、避難）設備や書架などの備品の日常的な安全点検は、8割を超える大学で行われている。その内容には、避難経路・非常口・防火シャッター付近の整理整頓、書架・書庫の点検と転倒防止策、書庫内の壁の補修、消防設備（防火扉、非常灯、感知器）の改修、案内表示板などの落下防止、といったものがある。

事務スペースの書架や書類庫などへの防災対策は、3割程度の大学しか行っておらず、閲覧スペースに比して著しく低いものとなっている。その対策は、書架の連結・固定、書類庫の壁面配置・固定といったものである。

閲覧スペースと書庫スペースの固定書架に対する安全対策は、ほとんどが上部連結で、次いで床固定、壁固定の順である。集密書架の特別な対策としては、書架全体が転倒しないような防止装置を取り付けた大学があり、また、積層書架については、出入口を防火扉に変更した大学もある。

② 二次災害への対応

災害時における空調システムや消火システムの損壊によって、図書館資料の水損など、二次災害が生じる可能性については、6割近い大学で懸念されている。しかしながら、具体的な防止策はほとんど講じられていない。

③ 施設・設備面からの見直し

阪神・淡路大震災を機に、建物の危険箇所や書架をはじめとする備品の安全対策を見直したり、新たな防災対策を行った大学は3割ほどであり、検討予定を合わせると9割にも達する。検討内容としては、書架や書類庫の転倒防止策、冷暖房設備の災害発生時の危険防止策、集密書架の安全対策、災害対策マニュアルの作成などである。実際に施した対策としては、書架転倒防止金具の取り付け、館内の設備・備品の再点検、貴重書庫内書架の網の取り付け、書架などの備品の位置の変更などである。

④ 防災用物品の整備

防災用物品として備えているものは、それぞれの大学でさまざまに異なっている。災害発生時の避難誘導に使用するもの、緊急時の連絡や情報収集に利用するもの、災害復旧作業を進めるもの、さらには生活を維持するもの、などに大別される。具体的な物品名については、集計結果のなかに例示したとおりである。

(4) 災害復旧の協力について

① 災害復旧の協力内容

災害復旧の協力としては、被災大学学生への図書館開放、被災館への職員派遣が主となっている。その他として、被災地域（館）への物品提供、ILLの受付やレファレンス業務など利用面でのバックアップがある。

国立大学図書館協議会に対しては、被災館の連絡窓口としての被災情報の収集と提供、加盟館間の協力事項の調整、「図書館災害ボランティア・システム」の確立、ネットワークを介しての利用支援、支援館と被災館に係る全国的なマニュアルの作成、加盟館への資料の提供呼びかけと被災館への送付、支援職員派遣についての検討、被災館へのILL依頼の停止、などが要望されている。

② 地域レベルでの検討

災害復旧については、上述のようにさまざまな対応が求められているが、近隣の大学と連携協力を検討したことがある大学は1割にも達していない。具体的な内容については、新潟県大学図書館協議会におけるものが報告されている。

(5) その他、図書館の防災・安全管理について

今後の防災・安全管理の進め方については、防災システムの研究、具体的な防災訓練の実施など、事前の対応に重点を置いた意見が述べられている。

なお、本アンケート調査において、各大学の図書館独自の防災（消防を含む）に関する規程あるいはマニュアルの送付も併せて求めたところ、16大学からの提供があった。その大半は消防・防火についてのものであり、防災全般にわたるものはその3分の1にとどまった。

Ⅲ. 大学図書館の防災・安全管理と緊急時対策への提言

1. 防災・安全管理の基本となる視点

本調査研究の主たる目的は、被災した場合に次の4つの課題をどのように達成するかにある。

- ① 利用者及び職員の安全確保を図ること。
- ② 人類の知的共有財産である学術資料を守ること。
- ③ 大学図書館機能を可能な限り維持すること。
- ④ 失われた機能を迅速に復すること。

これらの課題は大学図書館に限らず、あらゆる館種の図書館においても適用されるものであるが、その基本となる考え方は、およそ集客施設一般に当てはまるものであろう。しかしながら、大学図書館がこれらの課題を達成するためには、さらに固有の対応を求められる場合が多い。

したがって、防災・安全管理においては、図書館職員は一般的な防災の観点とともに、図書館固有の防災の観点を併せもつ必要がある。そのうえで、非常時においては、迅速的確な状況判断により、自主的かつ協調的な行動が即座にとれるということが重要である。そのためには、具体的な計画、それに基づく日常の点検と訓練が必要であるとともに、危機に臨んで一致協力が可能となるように、平生の職場の協調関係が前提となるであろう。

防災・安全管理の体制を時系列で捉えると、次の3つの局面が考えられる。

- ① 平常時の安全管理体制
- ② 災害時の即応体制
- ③ 被災後の復旧体制

これらの局面は互いに分離しているのではなく、一連の流れとして想定していなければならないものである。したがって、防災・安全管理の体制は、すべて事前の平常時において策定されるものということになる。

阪神・淡路大震災をはじめ、過去の多くの災害から大学図書館が学ぶべきことは、日常の防災・安全管理体制を整備することの重要性である。災害に遭遇したら、それはそれで仕方がないのかもしれないが、それでは集客施設の運営に従事する者として、あまりに無責任とのそしりは免れないであろう。いつでも機能する体制づくりの重要性は、消防や防災関係機関の聞き取り調査においても、繰り返し強調されているところである。

いつでも機能する防災・安全管理体制のためには、次の要件を満たすことが求められるであろう。

- ① 平常業務の規範として規程等を明文化しておくこと。
- ② 環境の変化に即応できるように組織と施設・設備を日常的に点検すること。
- ③ 職員への計画的継続的な教育・訓練を実施し防災・安全管理意識を喚起すること。

これらに基づいて、防災・安全管理の個々の具体的な行動が、職員すべてにルーチンワークとして認識され、実際に通常業務のなかで実践されてこそ、防災・安全管理体制は実効あるものとなる。この意味で、防災・安全管理を最終的に決めるのは職員であり、その能力、責任感、努力によるところがきわめて大きいと言えよう。

このような防災・安全管理を進めるうえでは、施設・設備への対策に予算措置を必要とするが、これは一朝一夕に解決される問題ではない。しかしながら、予算措置は可能などころから要求しつつ、今できることを着実に積み重ねることが重要であろう。このことはまた、技術的な動向への対応についても同様である。

2. 個々の大学図書館の防災・安全管理

1) 平常時の防災・安全管理体制

(1) 組織・体制を早急に整備しておくこと

災害は時と所を選ばずに突然襲ってくる現象である。そのための科学的な予知研究が進められているものの、現在の段階では特定の時刻と場所を予知できるまでには至っていない。それだけに、災害に即応できる組織・体制の整備を早急に行うべきである。そのための基本となるものは、次の2点である。

- ① 防災・安全管理に対する責任及び分担を明確にすること。
- ② その責任及び分担を職員に周知徹底すること。

すでに消防法の定めるところにより、自衛消防隊の設置が義務づけられているが、さらにこれを防災全般にも資するものとして再認識するとともに、場合によっては、それに応じた再編成を行うことも必要となろう。安全管理についても、法規に定めてあるところと整合させながら、恒常的に活動する安全管理委員会の設置を考慮する必要がある。

(2) 防災・避難設備を定期的に点検すること

防災装置や避難設備等については、これらの設置不備あるいは整備不良によって被害を拡大させることも多い。感知・警報装置、非常放送設備といったものは、消防法等により専門業者が定期点検を行うことになっているが、それだけにとどまらず、職員自身も次のように関与することが望まれる。

- ① 専門業者によらないものは、定期的に点検整備を行うこと。
- ② 専門業者によるものでも、外観からのチェックを定期的に行うこと。
- ③ 職員に対して設置場所、操作方法の周知を図ること。
- ④ 操作方法が本体に直接掲示されていること。

(3) 避難ルートを確保しておくこと

避難ルートの確保は、職員の日常の点検活動により容易に維持が可能である。利用者スペースには、機器や図書館家具の設置変更がたびたび起こるので、避難の動線を定期的を確認するとともに、これによるサインの更新を行うことは、大学図書館の責務であろう。そのために考慮すべき点は、次のとおりである。

- ① 非常口を防犯及び無断入館防止のために施錠している場合、鍵の所在が職員すべてに周知され、速やかに解錠できるようになっていること。
- ② 非常口及び非常階段に進路を妨げる物品等が置かれていないこと。
- ③ 身体障害者の避難ルートには特に配慮すること。

(4) 非常用物品を常備しておくこと

携帯電話、携帯ラジオ、懐中電灯、救急医薬品（特に外傷用）といった非常用物品は、常時使用しているわけではないので、電池などの消耗品のストックとともに、いつでも使用可能な状態になっていることが重要である。そのためには定期点検を欠かさず実施すると同時に、配置場所と使用方法を職員に周知しておかなければならない。

(5) 防災教育・訓練を積極的に実施すること

防災教育・訓練の目的は、災害時に人命と図書館資料を保護し、被害の拡大と二次災害の発生を防止するために、自らの安全を図りながら、迅速的確な行動を身につけさせることにある。そのためには、図書館固有の条件を勘案した教育・訓練が、日常活動に結びついた形で生きたものとなっている必要がある。図書館の建物には特有の空間があり、これに応ずる緊急連絡、避難誘導、被害拡大防止といった初期行動は、最大の効果を目指したものでなければならない。このためには、次のような点に考慮することが望まれる。

- ① 大学全体の防災訓練に参加することはもとより、大学図書館独自の防災訓練を定期的実施すること。
- ② 大学図書館としての具体的な目的、評価の観点を定めること。
- ③ 利用者の参加をできるだけ求めること。
- ④ 個室や書庫の在館者の確認を効率的に行うこと。
- ⑤ 避難誘導を少人数で迅速に行うこと。

- ⑥ 身体障害者の避難、負傷者の救助を訓練内容に加えること。
- ⑦ 非常放送あるいは口頭伝達の方法を文例も含め工夫すること。
- ⑧ 防災関連の研修や疑似体験できる場に職員をできるだけ参加させること。
- ⑨ 新任・転任者への教育は早期に必ず行うこと。
- ⑩ 防災週間をはじめ、機会を捉えて恒常的に職員の意識の啓蒙を図ること。

(6) 設備・備品の安全措置を講じておくこと

特に書架、図書館家具については、地震に際し、転倒、倒壊あるいは傾斜の事例が数多く報告されている。これらの被害は災害のたびに起きており、図書館の特殊性をよく示すものであるが、本調査研究では、集密書架をはじめ、これらの防災・安全管理の技術的な側面については、専門家の提案を待つこととした。もちろん、そうであっても、今できる対策を講じることは避けてはならない。そのために注意すべき点は、次のとおりである。

- ① 書架の固定など現行の耐震措置をできるだけ講ずること。
- ② 書架等が転倒しても人を直撃しないように、閲覧スペースとの配置関係を工夫すること。
- ③ 書架等が転倒あるいは傾斜しても、照明や吊り下げサインなどを直撃しないように、固定物品の配置を適切にすること。
- ④ 固定が困難な書架については、できるだけ低書架とすること。
- ⑤ 図書館家具や什器類の上には物品を積み重ねないこと。
- ⑥ 鍵がついている什器類は、使用していない間はできる限り施錠すること。
- ⑦ ブックトラック等の可動物品は、利用者スペースに配置しないこと。
- ⑧ 展示ケース等のガラス製品の周囲には、落下・転倒のおそれがある物品を置かないこと。

(7) 施設及びその周辺を適切に管理しておくこと

屋内消火栓、防火扉、防火シャッターといった防災設備の周辺を整理整頓し、施設全体の止水栓、配電盤といった管理設備の位置と操作を確認しておくことは、災害時の被害拡大を防止するうえできわめて重要である。それとともに、人身事故につながる床面の段差や各種配線の露出なども、日常の安全管理のなかで除去しなければならないことであろう。消防車や救急車といった緊急車両の進入経路、駐車場所の確保なども同様である。こうしたことのためには、次の点に考慮することが必要である。

- ① 施設全体の図面を常備し、その配置場所を職員全体に周知すること。
- ② 施設面の不都合を日常業務や利用者の声から常に拾い上げること。

(8) コンピュータのデータ保全に万全を期すること

地震被災においては、転倒あるいは外的な要因によるコンピュータ資源の被害は、比較的小さなものとどまっている。しかしながら、建物の損壊あるいは水害（水による二次災害を含む）によって、ハードウェアとソフトウェア、とりわけデータに悪影響の及んだ事例が少なからずあった。大学図書館としては、情報を失うことは資料を失うことと同義であるだけに、データの管理に細心の注意を払う必要がある。このために望まれる点は、次のとおりである。

- ① データのバックアップを日常的に自動化すること。
- ② 磁気テープやフロッピーディスクは、被害の受けにくい場所に保管すること。
- ③ データの消失につながる不用意な操作を避ける手立てを講じておくこと。

2) 緊急時の対応

不幸にして被災した場合の対応過程には、災害発生時の緊急対策と被災後の復旧対策とがある。災害は予見しにくいとはいえ、事態が起きてから対策を講ずるのでは手遅れである。防災・安全管理計画の一部として、プロトタイプの対応計画は、マニュアルとして平常時から策定・整備しておくことが必要である。

(1) 発生時の対応

災害発生時には、その時、その場に居合わせた職員が、どのような初期行動をとれるかにすべてがかかってくる。そのためには、緊急時における指示者の順位を平常時から明確にしておき、事に臨んで、その指示者が具体的な行動目標を明確かつ即座に提示し、緊急時の意思決定のプロセスを職員へ周知徹底することが絶対要件となる。その指示のもとに、それぞれの職員が臨機応変に事に処するということが重要である。こうした初期行動の良否が、被害の拡大や二次災害の発生を最小限度にいとめることになる。緊急時に職員が自らの安全に留意しながら対応すべき事項には、以下のものが考えられる。これらは同時並行的に行われるので、職員の役割分担が特に大切となる。

- ① 緊急事態の把握及び職員への緊急連絡
- ② 大学本部、関係官署への通報
- ③ 利用者への情報伝達、避難誘導及び確認
- ④ 負傷者等の救助活動
- ⑤ 被害原因の除去
- ⑥ 二次災害防止への行動
- ⑦ 非常持ち出し物品の搬出

⑧ 被災現場の保存と記録

⑨ 被災情報の収集・発信

(2) 復旧時の対応

復旧作業のポイントは、早期開館を実現するための体制をいかに整えるかにあり、学内外の協力を得ながら、そのための人的、物的、予算的な措置を速やかに講ずることである。大学図書館が対応すべき事項としては、以下のことが考えられる。

- ① 復旧体制の組織化
- ② 被災状況の調査と点検・確認
- ③ 復旧計画の策定
- ④ 復旧経費の要求
- ⑤ 復旧支援受入体制の準備
- ⑥ 復旧情報の収集・発信

3) 図書館資料の保全

大学図書館としては、すべての所蔵資料を最良の状態を保全することを望むものであるが、その実現が困難であることは明らかである。各大学の特徴を生かした資料保存のあり方が問われる所以であるが、その際に、資料劣化の観点とは別に、災害から資料を守るという視点も忘れてはならない。

資料は火と水に対して非常に弱い。図書館の出火率がきわめて低いことからすれば、給排水施設の水から資料をいかに守るかが課題となる。そのための基本となるのは、これらの施設の日常的な点検整備を徹底することによって、被害を最小限に食い止めることであろう。

そうした資料の修復対策については、次のことに留意する必要がある。

- ① 水による被害を受けた資料は、時間の経過に伴って、損傷状況は悪化の一途をたどるので、その重要度と損傷度に応じて、修復の可否を早急に判断すること。
- ② 被害を受けた資料のうち、どうしても修復しなければならないものには、貴重書、当該大学刊行物、分担保存及び寄託の資料などがあり、これに対応できる施設を備えた専門業者あるいは公共施設で迅速に処理すること。
- ③ 資料修復の知識と技術を平常時から蓄積するとともに、防災・安全管理対策の一環として、資料の修復対策を具体的に検討しておくこと。

4) 大学図書館の防災・安全点検項目表

大学図書館を利用する人々の安全と資料の保全を図ることは、図書館職員に課せられた責務である。この責務を果たすため、それぞれの大学図書館の防災計画に沿って、個々の職員が防災意識をもち、訓練を行い、施設・設備を点検整備して、いつでも機能する総合的な体制の維持に努めることが求められている。

図書館管理者はこのために、地についた防災計画を策定するとともに、職員の防災意識を喚起し、教育・訓練を積極的に実施し、施設・設備の日常的な点検整備を指示することによって、その重大な責任を果たさなければならない。

本調査研究班では、これらの検討と実践のために、大学図書館に共通的なチェックリストを案出した。次に掲げたのがそれである。積極的に活用されるよう期待するとともに、この項目表に触れられていない事項についても、それぞれの大学図書館の実状に応じて追加されるよう望むものである。

大学図書館の防災・安全点検項目表

1. 防災・安全管理体制

点検領域	点検項目	点 検 内 容
1) 規程・組織	(1) 防災・安全管理規程	① 制定・施行しているか
	(2) 防災・安全管理委員会	① 制定・設置しているか ② 防災計画を策定しているか
	(3) 行動指針 (マニュアル)	① 以下の指針を整備しているか ・防災・安全点検指針 ・緊急時即応指針 ・復旧時対応指針
	(4) 教育・訓練計画	① 立案・実施しているか
	(5) その他	① 人事異動及び施設変更等に伴って規程・組織・行動指針等を更新しているか
2) 行動指針	(1) 防災・安全点検指針	① 以下の事項を明示しているか ・担当者の役割分担及び責任 ・点検項目 ・点検時期 ・点検報告 ・異常がある場合の対処 ② 職員に周知させているか
	(2) 緊急時即応指針	① 以下の事項を明示しているか ・担当者の役割分担及び責任 ・災害現場に居合わせた職員の緊急時の意思決定体制 ・緊急時の情報伝達体制 ・利用者の避難誘導體制 ・身体障害者及び負傷者の救助体制 ・自衛消防隊及び二次災害防止体制 ・関係各組織への緊急連絡体制 ・非常持ち出し物品の搬出及び保管体制 ・被災現場の記録・保存体制 ・被災情報の収集・発信 ② 職員に周知させているか

1. 防災・安全管理体制

点検領域	点検項目	点検内容
2) 行動指針	(3) 復旧時対応指針	① 以下の事項を明示しているか ・担当者の役割分担及び責任 ・被害状況調査点検体制 ・復旧計画立案体制 ・復旧支援受入体制 ・施設・設備の専門家との連絡体制 ・復旧情報の収集・発信 ② 職員に周知させているか
	(4) その他	① 身体障害者への対応を整備しているか ② 時間外開館時及び閉館時の対応を整備しているか ③ 復旧協力体制を整備しているか ・学内の協力体制 ・学外の協力体制
3) 教育・訓練計画	(1) 防災意識の啓蒙	① 職員の防災・安全管理意識の啓蒙を図っているか ② 利用者の防災意識の啓蒙を図っているか
	(2) 防災教育	① 防災関係研修に職員を参加させているか ② 新任者・転任者に対する館内教育を行っているか
	(3) 防災訓練	① 図書館独自の防災訓練を実施しているか ・訓練の目的及び評価の観点 ・防災設備等の実地試用 ・身体障害者及び負傷者への対応 ・消防署等の専門家からの指導 ② 大学の防災訓練に職員を参加させているか ③ 学外の防災訓練に職員を参加させているか
4) 日常的な防災・安全管理	(1) 火災予防	① 退庁時または閉館時の火元確認を行っているか ② 館内外の出火原因の除去に努めているか
	(2) 安全確保	① 段差、各種配線の露出の除去に努めているか ② ガラス製や角張っている什器類の緩衝対策を講じているか
	(3) 機器・物品の確保 (通信手段)	① 図書館外との通信・連絡手段を整備しているか ・電話 ・コンピュータ（インターネット、パソコン通信） ・FAX

1. 防災・安全管理体制

点検領域	点検項目	点検内容
4) 日常的な防災・安全管理	(3) 機器・物品の確保 (防災用物品)	① 防災用物品を整備しているか ② 消耗品の補充や入れ換えを行っているか ③ 配置場所と使用方法を職員に周知させているか 防災用物品例 [情報入手・伝達] ・携帯電話 ・トランシーバ ・携帯ラジオ [避難誘導] ・拡声器(ハンドマイク等) ・懐中電灯 ・旗 [救助] ・救急医薬品 ・担架 [その他] ・消火器 ・カメラ、フィルム ・乾電池 ・雨具、防寒具 ・軍手、長靴、ヘルメット ・ロープ、シート ・工具 ・飲料水、保存食 ・簡易コンロ ・毛布
	(4) その他	① 施設・設備の鍵の所在を職員に周知させているか ② 施設の図面を用意しているか
5) 緊急時の連絡	(1) 館内放送	① 館内放送設備を整備しているか ② 館内放送文案を作成しているか
	(2) 緊急連絡網	① 緊急連絡網を作成しているか ② 緊急連絡網を職員に周知させているか ③ 緊急連絡表を職員の自宅に配置しているか [緊急連絡先] ・職員自宅 ・学内他部署 ・他大学図書館(地区連絡館、近隣館) ・防災関係官公署(消防署、警察署) ・医療機関 ・施設及び設備のメンテナンス業者

1. 防災・安全管理体制

点検領域	点検項目	点検内容
6) 避難誘導	(1) 避難経路・場所	<ul style="list-style-type: none"> ① 経路・場所を明確に定めているか ② 経路・場所はわかりやすいか ③ 非常口・非常階段を使用できるようにしているか ④ 避難誘導のためのサインを整備しているか ⑤ 主要な避難経路が使用できない場合の代替経路を用意しているか ⑥ 行き止まり箇所等への配慮を行っているか ⑦ 在館者の有無確認を必要とする個室等を把握しているか ⑧ 身体障害者及び負傷者の避難方法を考慮しているか

2. 施設・設備・資料等の安全対策

点検領域	点検項目	点検内容
7) 施設	(1) 建物外部及び周辺	① 定期的に点検を実施しているか [点検箇所例] ・外壁の剥落・亀裂 ・屋外非常階段 ・排水構 ・進入禁止箇所の防護 ・避難経路の障害 ② 必要な補修を行っているか
	(2) 建物内部	① 定期的に点検を実施しているか [点検箇所例] ・天井の剥落、亀裂、雨漏り ・内壁の剥落、亀裂、雨染み ・階段や廊下の欠損 ・避難経路の障害 ② 必要な補修を行っているか
	(3) 付帯設備	① 定期的に点検を実施しているか [点検箇所例] ・照明、サイン等の落下防止 ・窓ガラスの補強 ② 必要な補修を行っているか
8) 設備	(1) 防災・避難設備	① 定期的に点検を実施しているか ・専門業者による点検 ・職員による点検 ② 設置場所を職員に周知させているか ③ 操作方法を職員に周知させているか ④ 取扱方法を本体に直接掲示しているか ⑤ 防災訓練等で実地に試用しているか [点検設備例] ・火災報知器 ・非常放送設備 ・屋内消火栓 ・救助袋、避難梯子 ・防火シャッター、防火扉 ・非常口扉、非常階段 ・避難誘導灯 ・スプリンクラー ・非常電源設備

2. 施設・設備・資料等の安全対策

点検領域	点検項目	点検内容
8) 設備	(2) 一般設備	① 定期的に点検を実施しているか ② 設置場所を職員に周知させているか ③ 操作方法を職員に周知させているか ④ 取扱方法を本体に直接掲示しているか [点検設備例] ・建物全体のガスの元栓 ・建物全体の電源設備 ・建物全体の止水栓 ・水損のおそれのある設備（ウォータークーラー等）
	(3) 利用スペース (書架)	① 閲覧スペースとの距離を保っているか ② 転倒・横ずれの防止措置を講じているか ・上部連結 ・壁固定 ・床固定
	(4) 利用スペース (図書館家具)	① 可動の什器類を配置していないか ② 転倒・横ずれの防止措置を講じているか ③ 上部に物品を積み重ねていないか ④ 鍵付き什器類に鍵をかけているか
	(5) 管理スペース	① 家具類を固定しているか ② 積み重ね家具を固定しているか ③ 事務用書架を固定しているか ④ 家具類の上部に物品を積み重ねていないか ⑤ 入退路を確保しているか
9) 資料	(1) 資料の保全	① 施設・設備による水損の防止対策を策定しているか [水損原因例] ・給排水設備 ・スプリンクラー用パイプ ・ウォータークーラー ② 災害時における資料の保存対策を策定しているか ③ 水損資料の修復に関する判断基準を整備しているか ④ 水損資料の修復に関する情報収集を行っているか ⑤ 水損資料の応急的修復技術の習得に努めているか
10) コンピュータ資源	(1) コンピュータ資源の保全	① コンピュータの停電時対策を行っているか ② コンピュータファイルのバックアップを定期的に行っているか ③ バックアップされたデータを安全に保管しているか ④ 復旧時の不用意な操作を避ける手だてを講じているか

3. 災害発生後の図書館間協力体制

先般の阪神・淡路大震災では、大学図書館においても、個々の防災能力をはるかに超える被害があり、国立大学図書館は災害発生直後から協力体制を組み、可能な限りの支援を行った。

しかしながら、結果だけから見れば、今後課題を残した点もないわけではない。大規模災害に対し、国立大学図書館としての組織的な協力体制を構築するため、国立大学図書館協議会は早急に対応を検討する必要があると考える。

要員派遣ひとつをとっても、国として解決しなければならない課題は少なくないが、そのための手始めとして、本調査研究班では、緊急時連絡網の確立と実施可能な復旧支援のありようについて、平成8年度内に各地区の協議会で協議され、地区防災協力体制の形成と広域防災への検討が行われることを期待するものである。

主要参照文献

- 1) "阪神大震災による図書館の被害状況" 『大学図書館協力ニュース』 15(6)
1995.3 pp.7-10
- 2) "阪神・淡路大震災、図書館を直撃 図書館の被害状況・第二報" 『図書館雑誌』
89(3) 1995.3 pp.155-162
- 3) "特集 図書館の安全・防災対策" 『学校図書館』 535 1995.5 pp.12-50
- 4) "阪神・淡路大震災による図書館の被害調査報告(1995年3月)" 『図書館雑誌』
89(6) 1995.6 pp.443-452
- 5) "特集 阪神大震災" 『月刊IM』 34(6) 1995.6 pp.10-25
- 6) "特集 震災と図書館" 『みんなの図書館』 221 1995.9 pp.1-44
- 7) "特集 兵庫県南部地震・被災地からの報告" 『薬学図書館』 40(4) 1995.10
pp.367-387.
- 8) "特集 災害と図書館 阪神・淡路大震災から学んだこと" 『図書館雑誌』 89(11)
1995.11 pp.895-919
- 9) "特集 図書館の防災対策" 『専門図書館』 156 1995.11 pp.1-34
- 10) 『阪神・淡路大震災に学ぶー資料の保存・管理と災害』 (MK図書館研究所研究セミナー'95) 東京 MK図書館研究所 1995
- 11) 『兵庫県南部地震と大学図書館』 (神戸) 兵庫県大学図書館協議会 1995
- 12) 『神戸大学附属図書館報』 4(Supplement) 1995.3
- 13) 『大阪大学図書館報』 28(2/3) 1994.11 pp.1-6
- 14) 『東北大学の地震災害とその予防対策』 仙台 東北大学 1979
- 15) 小川雄二郎『1993年釧路沖地震による図書館・美術館・博物館の地震被害調査報告書』 (文化財保存施設の地震被害と対策Ⅱ) 東京 都市防災研究所 1993
- 16) デビッド C. ウェーバー "図書館建築と1989年10月のロマプリエータの地震体験"
『'90 新技術・ニューメディアと図書館建築』 (野々市町(石川県)) 金沢
工業大学ライブラリーセンター [1990] pp.5-5-1~5-5-44
- 17) "特集 図書館と安全対策" 『現代の図書館』 24(3) 1986.9 pp.130-185
- 18) 国土庁中央防災会議事務局編『防災情報総覧』 東京 ぎょうせい 1971-
- 19) 東京消防庁指導広報部指導課『消防計画の作成例(防火管理・実務編) 3版』
東京 東京防災指導協会 1981

付録1 デパートの防災計画事項

1 総則

- 1) 目的
- 2) 防火管理者の権限と計画の適用範囲
 - (1) 適用範囲
 - (2) 防火管理者と事務局
 - (3) 防火管理者の権限と業務（計画の検討・変更、消火・通報・避難・避難誘導の訓練実施、建築物・火気使用設備器具・消防用設備の点検整備の実施と監督、火気に係る指導監督、売場内通路の指定・指導監督、収容人員の適正管理）
 - (4) 消防機関への報告と連絡（計画の提出、建物・設備の設置または変更の事前連絡と法令に基づく手続き、消防用設備の点検結果報告、教育指導訓練の要請）
- 3) 防火管理委員会
 - (1) 委員構成と事務局
 - (2) 開催の種類と時期
 - (3) 審議事項（計画の樹立・補正、自衛消防隊の編成・運用、消防設備の改善強化、多数来店期の防災・人命安全対策、避難施設の維持管理、災害発生時の顧客のパニック防止と避難誘導、店員の防火管理教育の実施、地震対策）
- 4) 防火管理者への連絡事項等
 - (1) 売場責任者の防火管理者への連絡事項（売場の模様替え・通路の変更、特別な催物の開催、喫煙所の新設・変更）
 - (2) 店員の遵守事項（顧客の動線に物品を置かないこと、消火用設備・延焼防止設備周辺に障害物を置かないこと、顧客が集中する会場での適切な収容人員の管理、喫煙場所の顧客への徹底、火災発見時の通報・連絡と災害時活動計画に定めた任務分担による適切な行動、災害発生時の自己任務の始業時確認）

2 予防管理対策

- 1) 予防管理組織
 - (1) 火災予防組織（防火管理者のもとに各階・棟に防火担当責任者、各売場・一定区域ごとに火元責任者を指名）
 - (2) 自主点検の実施組織（定期的実施のための各点検班の設置）
 - (3) 防火担当責任者の業務（担当内の火元責任者への業務指導・監督、防火管理者の補佐）
 - (4) 火元責任者の業務（担当内の火気管理、担当内の建物・設備の日常的な維持管理、地震時の火気使用器具の安全確認、防火担当責任者の補佐）
- 2) 火災予防措置
 - (1) 防火管理者の指定・制限事項（喫煙、火気使用設備器具）
 - (2) 火気使用者の遵守事項（設備器具の指定場所での使用、事前検査による使用、周囲に可燃物の有無の確認、指定場所での喫煙、退店時の灰皿等の指定箇所への集荷）

3) 建築物等の自主検査

- (1) 検査者（有資格の検査員の所定検査票による実施、平素の維持管理は火元責任者が随時実施）
- (2) 検査対象（建築物、火気使用設備器具、危険物施設、電気設備）

4) 消防用設備の点検

- (1) 検査者（有資格の検査員の所定検査票による実施、平素の維持管理は火元責任者が外観的事項を随時実施）
- (2) 検査対象（消火器、スプリンクラー、屋内消火栓、自動火災報知設備、非常警報設備、誘導灯・誘導標識、避難器具、自家発電設備）
- (3) 点検結果の記録・報告
- (4) 不備欠陥の整備

3 自衛消防活動対策

1) 自衛消防組織

- (1) 設置（本部隊と地区部隊）
- (2) 権限と任務（隊長、副隊長、地区隊長、隊員）

2) 自衛消防活動

- (1) 編成と任務分担（指揮、通報連絡、消火、避難誘導、防護安全、救護、搬出）
- (2) 本部の設置
- (3) 通報連絡（地区通報連絡員 → 防災センター → 消防機関〔第1報〕・店内非常放送 → 関係者・消防機関〔続報〕、所定の通報連絡用語例を使用）
- (4) 消火活動（地区隊は初動のみ、本部隊は初動以後）
- (5) 避難誘導（所定の避難経路図に準拠、屋上への避難とエレベータによる避難の禁止、非常口・階段室・避難器具設置場所・行き止まり通路への要員配置、再入店者の阻止、拡声器等による避難者への避難方向・火災状況の報知、火点上階層の避難優先、逃げ後れ者の確認・報告、地上と連携した避難器具の設定）
- (6) 防護安全措置（ボイラー等の使用停止、延焼防止設備の閉鎖措置）
- (7) 応急救護（救護所の設置、応急手当、負傷者の搬送、負傷者の記録）
- (8) 休日・夜間の活動体制（通報連絡、初動消火、避難誘導、情報提供）
- (9) 装備（隊用の消火器・とび口・ロープ・携帯用拡声器など、個人用の防火衣・消防用ヘルメット、警笛、携帯用拡声器）

4 震災対策

1) 震災予防措置

- (1) 点検（建物とその付随施設・陳列物・設置物件の倒壊と落下）
- (2) 地震後の安全措置（建物・設備の点検と応急措置、防火管理者への連絡、全機器の安全確認）
- (3) 備蓄品（医薬品、携帯ラジオ、携帯用拡声器、ロープ、食糧、飲料水）

2) 震災時の活動

- (1) 出火防止措置（火気使用設備器具の使用停止・確認）
- (2) 消火活動
- (3) 情報収集活動（通信機器の試験、防災関係機関からの情報収集・連絡、屋上等からの状況把握・伝達、被害状況の通知・指示）
- (4) 避難誘導活動（顧客のパニック防止、店外誘導・状況説明、避難に支障の物品整理）
- (5) 避難（避難場所、集結位置）
- (6) 避難方法（避難命令、避難者区分、避難隊列、徒歩）
- (7) その他の活動（停電時の非常電源切替え、負傷者への応急救護処置を最優先）

5 防災教育及び訓練

1) 防災教育

- (1) 実施区分（管理者、自衛消防隊員、一般社員、新入社員）
- (2) 教育内容（消防計画、火災予防、防火管理の各自の任務・責任、顧客の人命安全、震災対策）

2) 訓練

- (1) 訓練の実施（総合訓練、部分訓練、基礎訓練、頭上訓練、震災訓練）
- (2) 実施報告

1) 調査票

防災と災害時緊急対策に関するアンケート調査

整理番号 _____ 大学名 _____

記入事項問い合わせ先 所属 _____

担当者 _____

電話 (_____) _____

国立大学図書館協議会
防災と災害時緊急対策調査研究班
ワーキンググループ

防災と災害時緊急対策に関するアンケート調査

大学名: _____

1 貴館における日常的な防災・安全管理体制についてお尋ねします。
 (「防災」には自然災害の他に、防火及び日常的な事故防止の意味も含めて回答をお願いいたします。)

(1) 大学の防災規定・組織に基づいた図書館としての防災規定・組織が整備されていますか。

- ① 整備されている ② 整備されていない

(2) 図書館として防災・安全管理について検討する委員会等を設置していますか。

- ① 設置している ② 設置していない
 「設置している」の場合、検討内容を記入してください。

(3) 過去3年間、大学の防災(消防)訓練に参加しましたか。

- ① 参加している (参加回数 回) ② 参加していない

(4) 過去3年間、図書館として独自に防災(消防)訓練を行いましたか。

- ① 行った ② 行っていない
 「行った」の場合、以下の事項にお答えください。
 ① 職員のみ ② 利用者も参加
 訓練回数 回

(5) 日常的に職員への防災意識の啓蒙をどのように図っていますか。

(複数回答可)

- ① 館内の会議・研修等で常に啓蒙を図っている
 ② 防災あるいは防火運動等の機会に啓蒙を図っている
 ③ 待たしていない
 ④ その他(具体的内容を記入してください。)

(6) 図書館の防災体制は職員不在の時間外閉館あるいは緊急時に、その機能を発揮すると考えられますか。

- ① 発揮できる ② 発揮できない ③ どちらとも言えない
 「発揮できない」あるいは「どちらとも言えない」の場合、その理由を記入してください。

(7) この度の「阪神・淡路大震災」を機として、図書館の防災体制の見直しあるいは具体的な対策を実施しましたか。

- ① 対策を実施した ② 対策を検討した ③ 検討予定である
 ④ 検討予定なし
 対策を「実施した」あるいは「検討した」の場合、その内容を記入してください。

2 貴館における緊急時の体制についてお尋ねします。

大学名： _____

(1) 図書館と学内及び学外の関係部署との緊急連絡体制は整備されていますか。

- ① 整備されている ② 整備されていない

(2) 職員は緊急時の連絡先及び連絡事項等を認識していると考えられますか。

- ① 認識している ② 認識していない ③ どちらとも言えない

■ 「認識していない」あるいは「どちらとも言えない」の場合、その理由を記入してください。

(3) 緊急時の情報伝達手段として、一般電話以外にどのような手段の利用が可能ですか。

(複数回答可)

- ① インターネット、パソコン通信等
② 携帯電話、行政電話等
③ 防災無線、トランシーバー等
④ その他（具体的伝達手段を記入してください。）

(4) 緊急時の職員の責任（分担）体制は明確になっていると考えられますか。

- ① 明確になっている ② 明確になっていない ③ どちらとも言えない

■ 「明確になっていない」あるいは「どちらとも言えない」の場合、その理由を記入してください。

(5) 身体障害者への緊急時の対応は十分ですか。

- ① 十分である ② 十分ではない ③ どちらとも言えない

■ 「十分ではない」あるいは「どちらとも言えない」の場合、その理由を記入してください。

(6) 緊急時の利用者及び職員の安全（避難誘導体制、避難ルート等）は確保されていると考えられますか。

- ① 確保されている ② 確保されていない ③ どちらとも言えない

■ 「確保されていない」あるいは「どちらとも言えない」の場合、その理由を記入してください。

(7) 緊急時の初動体制は充分と考えられますか。

- ① 十分である ② 十分ではない ③ どちらとも言えない

■ 「十分ではない」あるいは「どちらとも言えない」の場合、その理由を記入してください。

3 貴館における建物・防災設備・書架等の安全対策についてお尋ねします。

大学名： _____

(1) 日常的に建物の危険箇所及び防災（消防、避難）設備並びに書架等備品の安全点検を実施していますか。

- ① 日常的に実施している
- ② 機会をとらえて実施している
- ③ 実施していない
- 「日常的」あるいは「機会をとらえて」実施しているの場合、安全上問題が発見された際に施した安全対策を具体的に記入してください。

(5) 災害時に空調システムあるいは消火システム等による図書館資料の水損等、二次災害の恐れはありませんか。

- ① 恐れがある
- ② 恐れはない
- 「恐れはある」の場合、防止策を講じていますか
- ① 講じている
- ② 講じていない

(6) この度の「阪神・淡路大震災」を機に、建物の危険箇所の有無及び書架等備品の安全対策の見直しあるいは新たな対策をされましたか。

- ① 対策を実施した
- ② 対策を検討した
- ③ 検討予定あり
- ④ 検討予定なし
- 対策を「実施」あるいは「検討した」の場合、その内容を記入してください。

(2) 事務スペースの書架・書類庫・机等に対して防災対策をしていますか。

- ① 対策をしている
- ② 対策をしていない
- 「対策をしている」の場合、その対象をお答えください。
(複数回答可)
- ① 書架
- ② 書類庫
- ③ 机
- ④ コンピュータ端末
- ⑤ その他（具体的に記入してください。）

(3) 閲覧スペースの書架に対する安全対策はどのようになっていますか。

- (複数回答可)
- 固定書架： ① 上部連結
- ② 床固定
- ③ 壁固定
- ④ 対策なし
- 集積書架： ■ 特別に対策を施している場合、その内容を記入してください。
- 積層書架： ■ 特別に対策を施している場合、その内容を記入してください。

(4) 書類スペースの書架に対する安全対策はどのようになっていますか。

- (複数回答可)
- 固定書架： ① 上部連結
- ② 床固定
- ③ 壁固定
- ④ 対策なし
- 集積書架： ■ 特別に対策を施している場合、その内容を記入してください。
- 積層書架： ■ 特別に対策を施している場合、その内容を記入してください。

(7) 貴館では防災用品を備えていますか。

- ① 備えている
- ② 備えていない
- 「備えている」の場合、防災用品を具体的に記入してください。

大学名: _____

4 災害復旧の協力についてお尋ねします。

(1) 被災地域（館）への協力として、貴館が提供可能な支援にはどのようなことが考えられますか。

(複数回答可)

- ① 被災大学学生の図書館利用
- ② 職員のパイプ支援
- ③ その他（具体的内容を記入してください。）

(2) 被災地域（館）へ国立大学図書館協議会として、どのような対応が可能かについてご意見等がありましたら、記入してください。

(3) 近隣の大学と、災害復旧のための連携協力について検討したことがありますか。

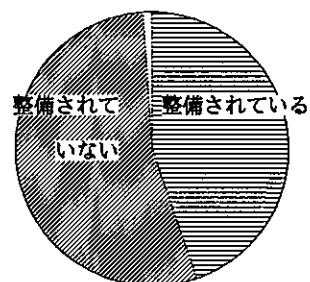
- ① 検討したことがある
 - ② 検討したことはない
- 「検討したことがある」の場合、その検討事項を記入してください。

5 その他、図書館の防災・安全管理についてご意見等がありましたら、記入してください。

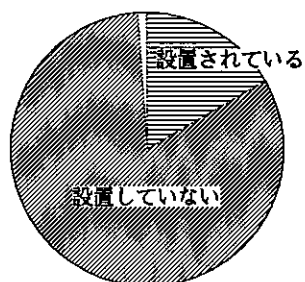
2) 集計結果

1 日常的な防災・安全管理体制について

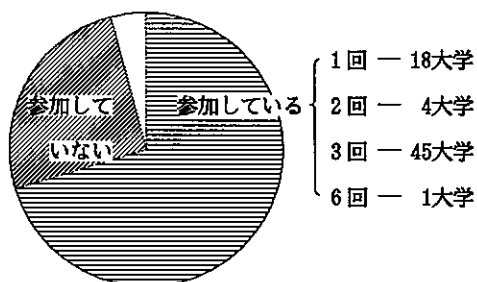
(1) 防災規定・組織の整備



(2) 防災・安全管理について
検討する委員会等

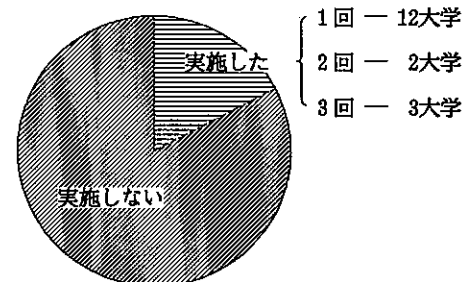


(3) 大学の防災（消防）訓練への参加
(過去3年間)



(4) 図書館としての独自の防災

(消防) 訓練の実施 (過去3年間)



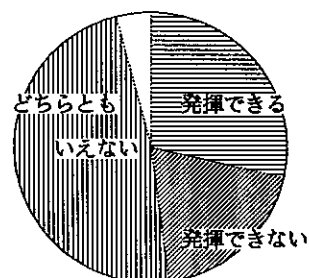
1回 — 12大学
2回 — 2大学
3回 — 3大学

参加者内訳



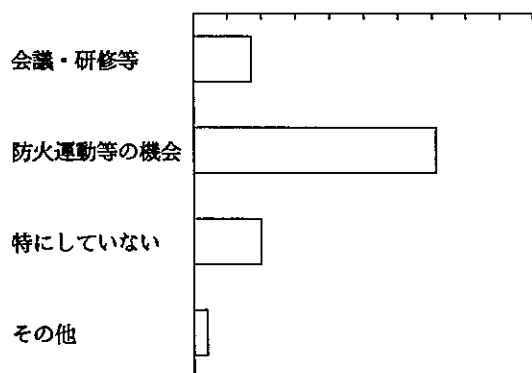
(6) 防災体制は時間外閉館（緊急時）に

機能を発揮できるか



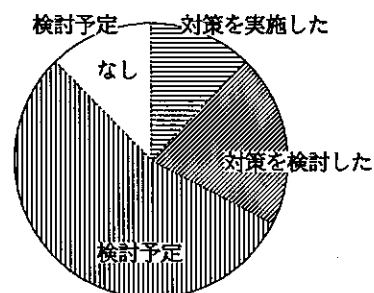
(5) 日常的な職員への防災意識の啓蒙

(複数回答) 0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100(館)



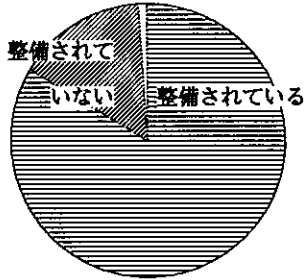
(7) 阪神・淡路大地震を機に図書館の防災体制の

見直しあるいは具体的な対策の実施

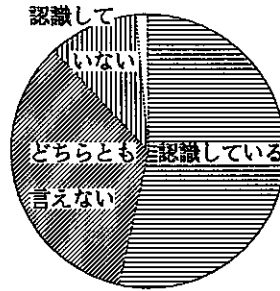


2 緊急時の体制について

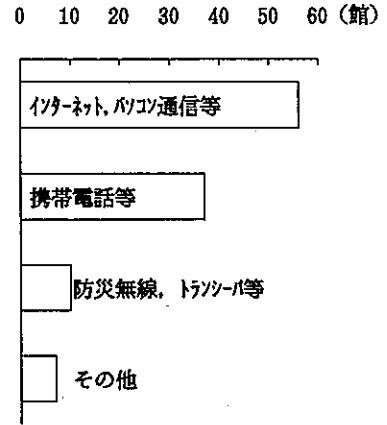
(1) 図書館と学内外の関係部署との緊急連絡体制



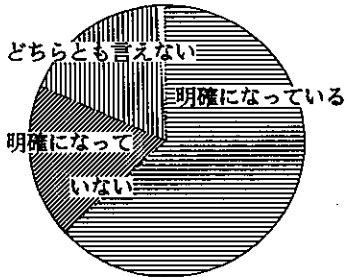
(2) 職員の緊急時の連絡先及び連絡事項等の認識



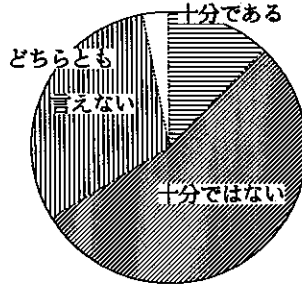
(3) 緊急時の情報伝達手段（一般電話以外）
〔複数回答〕



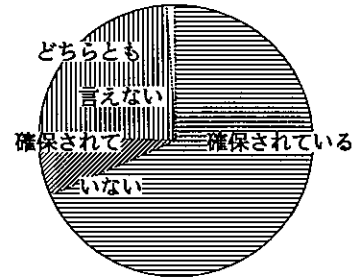
(4) 緊急時の職員の責任（分担）体制



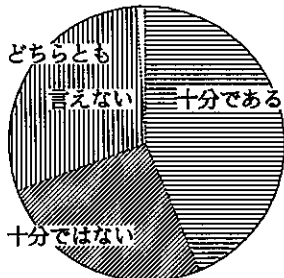
(5) 身体障害者への緊急時の対応



(6) 緊急時の利用者及び職員の安全確保

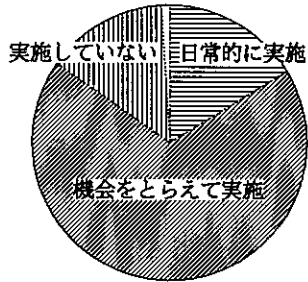


(7) 緊急時の初動体制

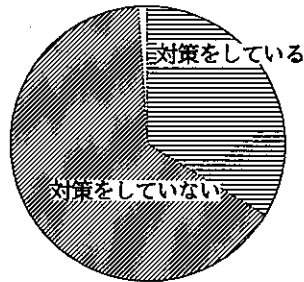


3 建物・防災設備・書架等の安全対策

(1) 日常的な安全点検

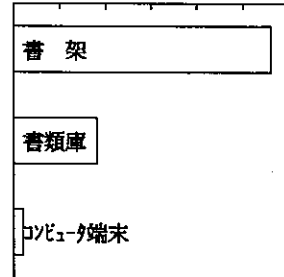


(2) 事務スペースの書架・書類庫
机等に対する防災対策



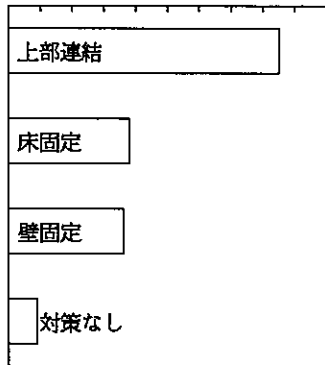
「対策をしている」場合の対象
〔複数回答〕

0 5 10 15 20 25 30 (館)



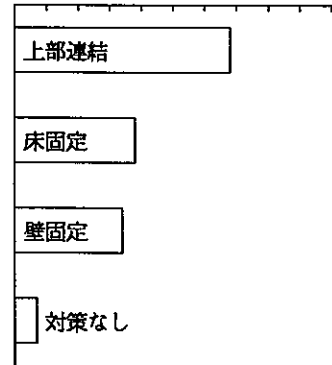
(3) 閲覧スペースの書架に対する安全対策
(固定書架) 〔複数回答〕

0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 (館)

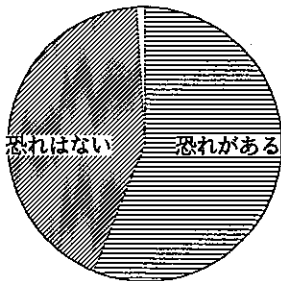


(4) 書庫スペースの書架に対する安全対策
(固定書架) 〔複数回答〕

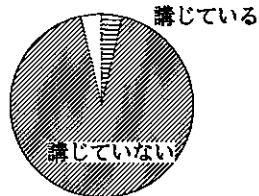
0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 (館)



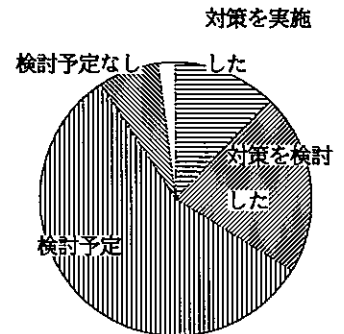
(5) 空調システム・消化システム等による
図書館資料の水損 (二次災害の恐れ)



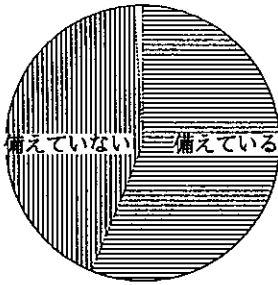
「恐れがある」場合の防止策



(6) 建物の危険個所の有無・書架等備品の
安全対策の見直し・新たな対策



(7) 防災用品の整備状況



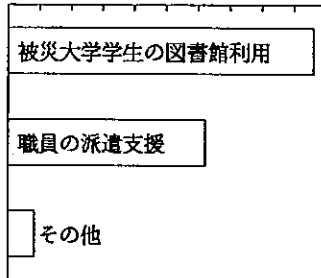
「備えている」場合の物品名

消火器、救助袋、避難梯子、ロープ、メガホン、拡声器、非常持出袋、携帯電話、トランシーバ、携帯ラジオ、作業服（上下）、ヘルメット、軍手、長靴、雨合羽（上下）、砂袋、スコップ、ナイフ、携帯発電機、コード、電球、懐中電灯、乾電池（予備）、ライター、ロウソク、救急箱、自転車、リュックサック、テント、コンロストーブ、毛布、手袋、飲料水、携帯用給水タンク、ポリタンク、乾パン、保存食、鍋、食器セット、ポリ袋、歯ブラシ

4 災害復旧の協力について

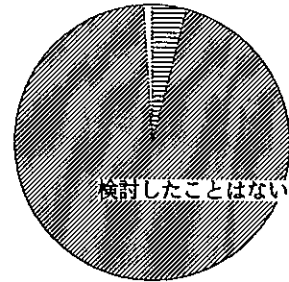
(1) 被災地域（館）へ提供可能な支援
（複数回答）

0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100（館）



(3) 近隣の大学との災害復旧のための連携協力

検討したことがある



5 その他、図書館の防災・安全管理について

- ・防災意識を高める具体的な催し物等の事例紹介と成果の収集を行う。
- ・図書館の場合、火災よりも地震対策に重点を置き、また、取り扱うメディアの形態から、冠水対策や水を利用しない自動消火システムを導入する。
- ・耐震書架の普及と貴重書等の安全管理基準を策定する。
- ・利用者の避難誘導と全員退去の確認を容易にするノウハウを研究する。特に障害者についてはノウハウが乏しい。
- ・図書館資料、機器類はもちろんのこと、在館者の安全を含めた総合的な管理システムを確立する。これには避難、誘導はもとより、所持品の盗難防止や負傷者の応急看護も含まれる。
- ・建物、設備等への応急的措置のポイントを整理する。
- ・緊急時に職員が適切に対応できるように、実務的なシミュレーション訓練を実施する。
- ・避難場所となった場合を想定して、対応の仕方を検討しておく。
- ・防災と安全管理については、図書館だけではなく、大学全体の問題であり、日頃から職員の防災に対する意識の高揚を努め、災害時における自分の役割（責任）分担を周知させておく。当然、各部局ごとの自衛消防隊組織を明確にするとともに、独自の防災訓練も実施する。
- ・防災・安全管理について、チェック項目表や災害発生時の対応マニュアルを作成し、各館が職員への啓蒙を図れるような対策を講じる。

付録3 防災関係の主な法令等

名 称	概 要
◎災害対策基本法(S36)	国土と国民の生活の生命、身体及び財産を災害から保護するため、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図るもので、国及び地方を通じて必要な法制の確立、責任の所在の明確化、防災の計画化、災害の予防、応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定める。
◎大規模地震対策特別措置法(S53)	大規模な地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災に関する特別の措置を定める。
◎災害救助法(S22)	災害に際し、国が地方公共団体等との協力の下に、応急的な救助及び被災者の保護と社会秩序の保全を図る。
○国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱の基準について(S33蔵管1) 1(10)	災害その他緊急やむをえない事態の発生により応急施設として短期間その用に供する場合。
◎国家公務員法(S22) 第101条	職務専念の義務に関し、重大な災害発生時における本職以外の業務従事の特例。
◎労働基準法(S22) 第33条第3項	災害等における国家公務員の労働時間延長及び休日労働。
◎一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(H6) 第13条第2項	公務のため臨時又は緊急の必要がある場合に正規の勤務時間以外の時間における勤務命令。
◎国家公務員等共済組合法(S33)	国家公務員の災害に対する補償。
◎国家公務員災害補償法(S26)	一般職の職員の公務上又は通勤による災害に対する補償。
○人事院規則16-0(S48)	職員の公務上又は通勤による災害に対する補償。
◎消防法(S23)	火災又は地震等の災害の予防、軽減。
◎建築基準法(S25)	建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する基準。
◎国家公務員等の旅費に関する法律(S25)	公務のため出張する国家公務員に支給する旅費の基準。
○文部省所管旅費規則(S25)	文部省所管の経費支弁による旅費。
◎国有財産法(S23)	国有財産の取得、維持、保存及び運用並びに処分。
◎物品管理法(S31)	物品の取得、保管、供用及び処分。
◎文化財保護法(S25)	文化財の保存と活用。
◎自衛隊法(S29) 第83条	自衛隊の災害派遣、地震防災派遣。

付録4 調査研究班関係資料

1) 設置要項

1 目的

平成7年1月17日に兵庫県南部を襲った阪神・淡路大地震は、大学図書館に対して防災及び緊急時の対策を促すこととなった。

大学図書館は、人類の知的共有財産である学術資料を災害から守るとともに、利用者及び職員の安全確保を図ることは日常的な課題である。さらに、災害時には大学図書館機能を可能な限り維持すること、災害のために失われた機能を迅速に復することも重要な課題である。

このため、大学図書館における防災・安全管理及び緊急事態発生時の対応について検討するための調査研究班を設置する。

2 調査研究事項

- 1) 図書館の防災体制及び施設・設備の防災対策
- 2) 災害発生時の即応体制
- 3) 災害発生後の図書館間協力体制
- 4) その他

3 構成

- 1) 主査館 委員館の中から選出
- 2) 委員館 関東地区及び東京地区の会員館数館
- 3) 協力館 常務理事館及び地区連絡館並びに主査館が必要

4 設置期間

調査研究班の設置期間は1年とする。

なお、調査研究上必要が生じた場合は、総会の決議を経て期間を延長することができる。

5 委員館

- 関東地区 筑波大学附属図書館（主査館）
横浜国立大学附属図書館
埼玉大学附属図書館
- 東京地区 東京学芸大学附属図書館
お茶の水女子大学附属図書館

2) 調査研究経過

平成7年

- 7月24日 調査研究班会議（第1回）で活動方針、ワーキンググループの設置及び調査研究の進め方を決定した。
- 7月25日 MK図書館研究所研究セミナー'95「阪神・淡路大震災に学ぶ」に参加し、被災図書館の事例と防災に関する議論を聴取した。
- 8月4日 ワーキンググループ会議（第1回）で報告書の骨子を協議した。
- 8月11日 筑南地方消防本部で防災に関する聴き取り調査を行った。
- 8月29日 ワーキンググループ会議（第2回）で報告書の骨子を協議した。
- 9月18日 ワーキンググループ会議（第3回）で調査研究作業の細部を協議した。
- 9月26日 調査研究班会議（第2回）及びワーキンググループ会議（第4回）の合同会議で報告書の作成方針を決定した。
- 9月28～29日 第15回大学図書館研究集会参加（特別分科会「大学図書館の災害対策を考える」）に参加し、被災図書館の事例と防災に関する議論を聴取した。
- 10月5～6日 第8回国立大学図書館協議会シンポジウム「大学図書館における防災・安全管理と緊急事態への対応について」（西地区）に参加し、被災図書館の事例と防災に関する議論を聴取した。
- 10月6～7日 神戸商船大学附属図書館、関西学院大学図書館、兵庫県立図書館、神戸市立中央図書館の被災状況を実地に調査した。
- 10月19～20日 第8回国立大学図書館協議会シンポジウム「大学図書館における防災・安全管理と緊急事態への対応について」（東地区）に参加し、被災図書館の事例と防災に関する議論を聴取した。
- 10月27日 防災と災害時緊急対策に関するアンケート調査を協議会加盟99大学に対して実施した。

平成8年

- 2月23日 ワーキンググループ会議（第5回）で報告書（素案）を検討した。
- 3月4日 調査研究班会議（第3回）及びワーキンググループ会議（第6回）の合同会議で報告書（素案）を協議し、報告書（案）をとりまとめた。
- 3月19日 報告書（案）を委員館及び協力館に送付し、意見を徴した。
- 3月25日 最終報告書をとりまとめた。

3) 委員等名簿

1 調査研究班委員

北原 保雄 (筑波大学附属図書館長、主査)
高橋 柏 (筑波大学図書館部長)
谷内 聰 (筑波大学図書館部情報管理課長)
中根 宏紀 (横浜国立大学附属図書館事務部長)
川野 茂美 (横浜国立大学附属図書館情報管理課長)
由良 信道 (横浜国立大学附属図書館情報サービス課長)
石井 邦男 (埼玉大学附属図書館事務長)
森 茜 (東京学芸大学附属図書館事務部長)
塩川 銀三 (東京学芸大学附属図書館情報管理課長)
高橋 伸夫 (お茶の水女子大学附属図書館事務長)

2 ワーキンググループ委員

谷内 聰 (筑波大学図書館部情報管理課長、主査)
由良 信道 (横浜国立大学附属図書館情報サービス課長、副主査)
三浦 正克 (筑波大学図書館部情報サービス課図書サービス係長)
吉田 昭 (筑波大学図書館部情報サービス課体芸サービス係長)
永井 康友 (埼玉大学附属図書館運用係長)
上田 公一 (東京学芸大学附属図書館情報管理課収書係長)
村山 正栄 (お茶の水女子大学附属図書館総務係長)
佐藤 勝則 (筑波大学図書館部情報管理課長補佐、H. 7. 9. 26～)

3 協力館

常務理事館 北海道大学附属図書館
東北大学附属図書館
東京大学附属図書館
名古屋大学附属図書館
京都大学附属図書館
大阪大学附属図書館
九州大学附属図書館

地区連絡館 東京水産大学附属図書館
新潟大学附属図書館
広島大学附属図書館

主査館が必要と認めた会員館

神戸大学附属図書館
神戸商船大学附属図書館

